

「アジア経済圏」形成のアジェンダ(1)

— 第1部・経済連携協定網の締結 —



小島

じま

清

きよし

(二橋大学名誉教授)

一 課題

AEO (Asian Economic Community) — 「アジア経済共同体」と訳してもよいがそれは強すぎる表現なので「アジア経済圏」と称したい——を「アセアン+日中韓」によって形成すべき好機に到達した。この「アジア経済圏・AEC」形成へ向けてのアジェンダ (agenda) について、荒削りでありいささか大胆にすぎるとはかもしれないが、私なりのビジョンを展開してみたい。

(欧州連合) は、共通通貨ユーロを流通させる (二〇〇二年から) 程に地域統合を深化すると共に、東欧十カ国を加えて二五カ国にまで拡大する (二〇〇四年五月から)。米国は、米、加、メキシコ三国から成る NAFTA (北米自由貿易地域・一九九四年発足) を拡大して西半球全体をカバーする FTA (Free Trade Area of the Americas) を二〇〇五年を目処に結成する動向にある。これら二大地域統合体 (経済圏) は、GATT (関税貿易一般協定) 24条

に従う制度的統合 (institutional integration) である。EU は「関税同盟: Customs Union」、NAFTA は「自由貿易地域: Free Trade Area」という差があるが、ともに、域内貿易はゼロ関税ないし低率の特恵関税とし、域外諸国を差別待遇する (対域外共通関税または各国独自の域外通商政策によって) 特恵貿易地域 (PTA: preferential trade area) という性格をもつ。それはクローズド・システムの地域統合であり、域外諸国を排除する要塞 (fortress) になりかねないという危険性を内在している。

このような欧州と米州における特

恵大経済圏の深化と拡大に対抗してアジア地域においても独自の地域統合体を形成すべきは急務である。世界の三極 (Triad) の一つに成長すべしと望むのはきわめて当然のことである。その好機に到達したのである。だが「アジア経済圏」形成の必要は、その内部事情からも急務となってきた。日本の雁行型経済発展の跡を追って、東アジア諸国は、日本 ↓ NIEs ↓ アセアン ↓ 中国へと、雁行型発展の地域的伝播に成功し、ミラクルと言われる急成長をとげた (小島、二〇〇三・四参照)。この伝播が成功すればするほど、日本と東アジア諸国、さらに後者の相互間

表1 3大陸経済圏の規模(2000年)

	NAFTA	EU	アジア				ASEAN
	米・加・メキシコ	15カ国	日本	中国	韓国	ASEAN-10	+日・中・韓
人口 (人)	4億1100万	3億7600万	1億2600万	12億6600万	4730万	5億4800万	19億8730万
GDP (USドル)	11兆1000億	7兆8370億	4兆7600億	1兆0800億	4220億	6460億	6兆9080億
	FTAA 34カ国	拡大EU 25カ国の人口 (2004・5から) 4億5100万					

で、アジア地域経済の同質化が進行し、その相剋的矛盾、経済統合の行きづまりが表面化しつつある。この困難を打破し、東アジア地域経済の活性化、再構築、新発展が企画されねばならない。かかる内発的要因から「アジア経済圏」の形成が急がれねばならなくなった。その活路として、海外直接投資活動を軸とする合意的国際分業網の推進策を提唱しようというのが本稿の中心命題である。⁽¹⁾

経済発展段階の多様性に富む「アジア経済圏」は、依然としていまだ米欧先進経済へのキャッチアップの段階にある。経済発展優先の、深い(Deep)地域統合を推進せねばならない。その点で、貿易・投資の自由化(浅い(shallow)統合)を第一目標とするGATT/WTO(世界貿易機関)とは異なる。一四五カ国(そのうち開発途上国が3/4以上)に及ぶ大世帯になったWTOでは、世界大の浅い自由化の推進、世界経済秩序ルールの形成など、その本来の役割が(NGOなどの反対も加わって)容易に遂行できない状況に立ちいたっている。かかる世界的自由化のスローダウン、逆に新しい

保護主義の台頭が、アジア経済圏のごときリージョナリズムの推進を呼び起している。WTOと大地域統合の役割の分担、後者の在り方、三極

二 『アジア経済圏』の組織

「アセアン十国中韓」をメンバー国とする「経済発展志向共同体」を「アジア経済圏」グループと称しよう。それはアジア地域経済の発展を促進する政策の立案・推進を目ざす機能的(functional)統合主体である。GATTの24条に従う、EUやNAFTAの如き、制度的統合体ではない。あくまで域外をも差別しない(GATT/WTO第1条に従う)オープン・リージョナリズムの原則に立脚する。この点でもEUやNAFTAと異なる。

一九八九年に発足したAPEC(アジア太平洋経済協力機構)は、一九六五年以来積み重ねられた東アジア(西太平洋)地域の統合運動の一つの有意義な到達点である。(小島 二〇〇一第4章。Kojima 2002: 3を見よ)。「アジア経済圏」はAP ECを母体とするもので、それを否定したり排除するものではない。だ

関係のガバナンス(国際通貨システムを含む)などが明確にされねばならない。別稿での「二十一世紀新世界秩序」の課題である。

が、図1に見られるように⁽²⁾、第一に、AP ECの加盟国は二十一もの多きに膨張した(二〇〇二年一月現在)。第二に、加盟国の構成は複雑になった。必ずしも関心の同じではない、或いはその濃淡に差のある、環太平洋諸国の寄合い世帯となってしまった。

すなわち、①ASEAN(インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ベトナムの七国、それに未加盟のラオス、ミャンマー、カンボジアの三国)と日本、韓国、中国、台湾(チャイニーズ・タイペイ)、香港の五経済は、明らかに東アジアの地域協力による経済発展を志向しており、その活動主体である。この地域的経済発展の活動主体グループを「アジア経済圏」というAP ECの中核(コア)にせよというのが、われわれの主張になるのである。

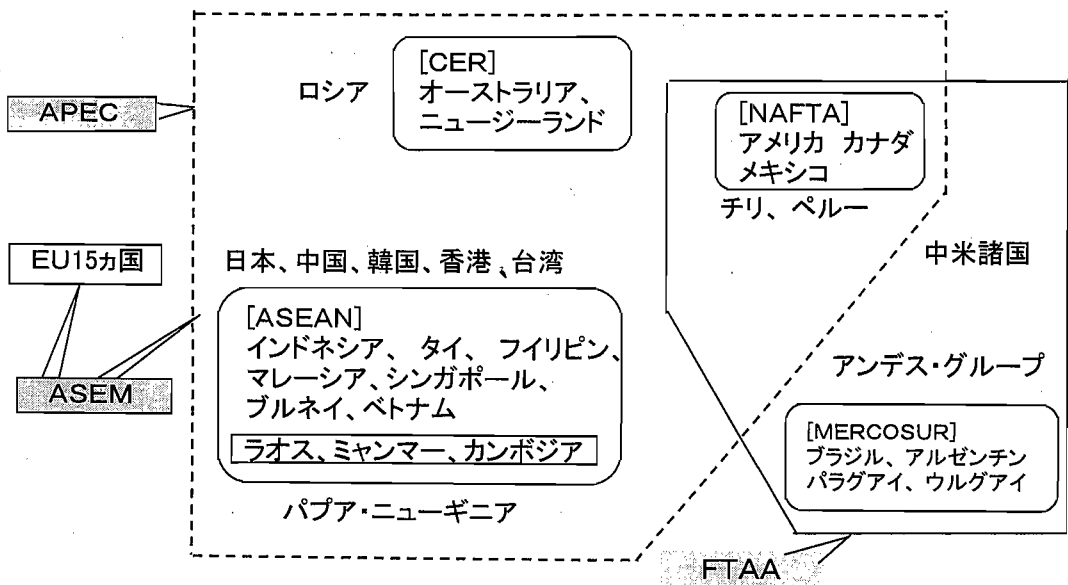
このコア・グループは、単に国境での貿易・投資の自由化という浅い地域統合だけでなく、海外直接投資を軸として域内諸経済間の分業の再編成をはかり、各経済の制度的リフォームをも敢行し、より深い統合を達成するという共通目標・協調的連帯感をもっている。「アセアン十国中韓」がアジア経済圏発展の推進委員会：steering-committeeとなる。いわば企業における取締役会に相当し執行部（executive board）として活動するのである。

②日本とともに、米、加、豪、ニュージーランドの太平洋先進五カ国は、APECの先行組織たるPACFTAD（太平洋貿易開発会議）、PECC（太平洋経済協力会議）、さらにはビジネスのPBEC（太平洋経済委員会）、ABAC（APEC Business Advisory Council：ビジネス諮問委員会）などを通じて、これまでアジア地域統合を推進してきたそのヘルパーであったしアドヴァイザーであった。技術、資本（政府援助ODAと直接投資）、市場の提供者であった（これからも）。だが今や東アジア諸国自身が経済発展の主役、推進役を果たしうる経済力・人

材を保有するように十分に成長してきた。太平洋先進諸国には、取締役ではなく、株主として、「アジア経済圏」をヘルプしより立ててほしいのである。ただ日本だけは、アジアに属するという地理的位置、これまでも東アジア経済発展のtutor（教師）であったことなどから、太平洋先進五国の代表として「アジア経済圏」の一員となり、両者の連携の橋渡し役を務めるべきである。「アジア経済圏」は同様にASEM（Asia Europe Meeting）を通じて、EUとの連携をも維持・拡大していくべきである。

もう一つ、日本を含む東アジア諸経済と米国との間に見解の相違が表面化してきたという問題がある。第五回APEC（一九九三年）の際にクリントン大統領が非公式サミット（Leaders Meeting）を追加した。これを契機に、米国がAPECの主導権を握り、GATT/WTOの「自由競争市場経済のグローバル化」を旗印に、東アジア諸経済に早急な貿易・投資の自由化を要求してきた。攻撃的一方主義（バグアティの用語）である。真意は、米国企業の貿易・投資を拡大するというビジ

図1 APECのメンバー構成



ネス・インタレストに立脚する。あわよくば東アジア経済を、中南米とならんで、米国の覇権的勢力圏下に組み込もうとする意図さえ見受けられる。

かかる米国のuninvited(出しゃばりの)リーダースhipに対し、マハティール・マレーシア首相に代表的に見られるように、東アジア諸国が反発を感じ、独自の発展路線を追求するコア(アジア経済圏)を持ちたいと念願するのは当然である。欧州での動きも同様なものがある。

③残りのメキシコ、チリ、ペルー(中南米)、パプア・ニューギニア(オセアニア)およびロシア(極東)などのAPEC加盟国は、今のところ、急成長する東アジア市場との連携を保っておきたいとの一般の関心をもっているであろう。しかし近い将来、たとえば、極東ロシアが、北朝鮮、中国東北三省、モンゴル、韓国、そして日本などによって「東北アジア経済圏」を結成するという構想に連なるであろう(余二〇〇二・一二参照)。なお東アジアの安全保障確立の見地からもかかる拡大アジア圏といった母体が必要とされる。

以上に見るように、「アジア経済圏」のメンバー構成を「アセアン+日中韓」としておくが、正確にはなおフレックシブルである。第一に、APECへ未加盟のラオス、ミャンマー、カンボジア三国と、ベトナムはアセアンの中で後発国であり、ブルネイ・ダルサラームは人口二十万の極小経済である。それ故、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポールのASEAN5によってアセアンを代表させる場合が多い(統計上の分析ではそうする)。第二に、オーストラリアとニュージーランドは、CTR(Closer Trade Relation Pact)という二国間自由貿易協定を強めているのであるが、この二国を「アジア経済圏」メンバーとして歓迎するかどうかはマレーシアなどアセアン諸国の意向にかかるところが多い。第三に、台湾と香港(さらにマカオ)の二関税地域は独立のAPECメンバーになっているが、これらをも含めて「中国」として取扱うかどうかは懸案事項である。第四に、既に触れたことだが、北朝鮮との平和が確立した暁に北東アジア経済圏を「アジア経済圏」に包摂する可能性は大きい。第

五に、さらに将来、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカといった南アジア諸国にまで「アジア経済圏」を拡大すべしという期待もある。

いずれにしても、自ら巨大な米州経済圏を拡大深化しつつある米国(Salar Xirinachs 2002を見よ)

三 EPA(経済連携協定)網の形成

「アジア経済圏」は、東アジア諸国の経済発展志向の共同体である。単に国境でのモノ、サービス、資本の自由移動をはかる浅い経済統合ではなく、経営、産業構造、経済体制、法秩序などの構造改革(リフォーム)という深い地域統合を目指す共同体(communitiy)である。かかる特色をもつことを強調しておきたい。

かかる深い地域経済統合を、東アジア諸国は世界的潮流に沿って、いわゆるFTA(自由貿易協定: Free Trade Agreement) ネットワークの形成によって実現しようとしている(浦田 二〇〇二参照)。次第に明らかにするように、FTA網でなく、FPA(Economic Partner-

ship Agreement・経済連携協定)網の形成と言った方が正しい。EPAはより深い経済統合をめざすものであるからである。

中国がアセアンとFTAを二〇〇五年を目処に締結するための合同研究会を始めた(二〇〇一年一月発足)。中国の先駆けに遭い、日本のEPA網作りも拍車をかけられた。日本は二〇〇二年二月に、JSEPA: Japan Singapore Economic Partnership Agreement(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定)を締結し発動させた。これに続き、韓国、フィリピン、マレーシア、タイなどとEPA締結へ向けての研究会或いは交渉が進められてい

表 2 APECの貿易自由化効果
2001 - 2020 の実質GDPの追加成長率 (%)

	①APEC FTA	②OPEN region	③Full 自由化
アメリカ	0.54	0.38	1.18
カナダ	1.57	1.44	2.18
オーストラリア	3.22	3.09	4.97
ニュージーランド	5.89	5.45	13.14
日本	1.51	1.38	2.21
韓国	6.05	5.91	7.89
台湾	3.68	3.42	4.10
香港	8.52	5.18	6.20
中国	3.44	5.96	8.24
インドネシア	0.58	0.59	1.71
タイ	2.32	1.93	3.25
シンガポール	11.65	8.58	13.93
マレーシア	-0.44	-1.19	0.75
フィリピン	0.00	-1.06	-0.52
ベトナム	4.54	-5.26	9.88
メキシコ	-1.02	-1.50	-1.07
チリ	0.64	-1.17	1.00
ペルー	1.89	1.20	5.47
ロシア	1.10	1.23	3.00
西ヨーロッパ	-0.43	0.36	0.50
その他 MFN国	-0.96	0.34	1.60
その他 世界	-0.41	0.42	1.98
世界平均	0.58	0.93	1.76

注 ①APECが域内関税を全廃した場合(2020年迄に)

②APECが非加盟国と unconditional MFN 待遇した場合

③域外非加盟国も完全貿易自由化した場合

出所: Zhi Wang and Bill Coyle (2002.4), "APEC Open Regionalism and its Impact on the World Economy: A Computable General Equilibrium Analysis," *The World Economy* Vol. 20 No.4, p.581.

る。二国間協定を積み重ねていくという外務省(外務省経済局二〇〇二参照)の進め方と、日本対アセアン或いは日中韓といった複数国間協定を並行的に推進するという経産省の方針(経産省二〇〇三・二)の間に若干の食い違いがあるようだが、いずれも究極的には日本を含む東アジア諸国間にEPA網を形成したいというねらいである。そのデッド・ラインとしては二〇〇五年が好機である。その頃、WTOの新ラウンド交渉が妥結しよう。AFTA

(ASEAN Free Trade Area)の域内特惠関税引下げもその頃には実現している。中国・アセアンFTAの発効もそうである。単なるFTAでないEPA網は深い統合(deep integration)をめざす「アジア経済圏」の形成・推進に對し重要な役割を演じうる。その点をいくつか検討しておこう。なお、メキシコ、チリその他の中南米諸国と日本とのFTA交渉も準備されているが、それについてはアジア経済圏内のEPA網形成とは別の性格の

ものであるとして、ここでは主な分析対象とはしないことにする。

3.1 ニュー・バイラテラリズム

通常のFTA(自由貿易協定)はGATT 24条(サービス貿易についてはGATS (General Agreement on Trade in Services) 5条)の条件を満たすように域内貿易を完全自由化するが、非加盟の域外国を共通関税或いは各国独自の通商政策によって差別待遇するPTA (preferential: 特惠関税地域) という。制度的統合である。PTAを細別すると、EU()とき関税同盟(Customs Union)とNAFTA()とき自由貿易地域(Free Trade Area)の二種がある。

GATT 24条が問題である。周知の通り、世界大自由無差別の自由貿易を実現することがGATT/WTOの大原則である。GATT第1条のねらいであるが、すべての国が貿易障害(関税ならびに非関税)を軽減ないし撤廃し、この自由化を最恵国(most favored nation, MFN)待遇により、すべての外国に無差別に均霑させるといふのである。多角

的(multilateral)かつ無差別(non-discriminative)な世界大(worldwide or global)の自由貿易体制が推進される。しかし自由化は各国の利益になるよう各国の事情に応じて自発的・一方的(unilateral)に行われるべきものであるから、世界大自由貿易化の推進は容易ではなく長い時間がかかり、完全(complete)な自由化は実現しがたい。

ところがGATT第24条は、この無差別大原則を破る重大な例外を認めることになった。次の二つの条件を満たせば認めるとしている。すなわち、①制度的統合は、適当な期間内(一〇年という合意ができた)に、関税その他の制限的通商規則を統合国間の「実質上のすべての貿易」について廃止すること。つまり域内の完全自由化を要求している。②域外に對する貿易障壁、従って域外差別待遇を認めるが、その域外向け貿易障壁(関税同盟の場合には「共通関税の全般的な水準」が統合前よりも高くなつてはならない。この二つの条件により、制度的統合は、一方で、地域内優遇・地域外差別の障壁を認める「閉じた

(closed)「貿易秩序に陥る。その域内差別優遇がインセンティブとなつて地域統合が形成される。それゆえ閉じたブロックになる。あるいは要塞化する(fortressになる)危険がある。他方で、世界大MFN自由貿易では達成できない、域内だけではあるが、完全な自由化が一定期間内に実現することを要求している。

このことと、対域外障壁を高めないことによって、世界大の自由貿易化はネットで見ても前進するものと期待し、制度的統合という例外をGATTは認めているのである。

戦前の通商体制は、パックス・ブリタニカの時代を含め、複数の二国間(bilateral)通商航海条約を軸にして組立てられていた。それをGATTの発足(一九四七年)を契機に多国間(multilateral)一般的協定に組みかえたのは一つの変革とも言うべき大前進であった。この米国のイニシアティブによる改革を実現する交換条件(或いは妥協策)として英連邦特惠関税という地域統合の存続を認めざるをえなかった。それがGATT 24条である(山本和人一九九九を見よ)。皮肉にも、英連邦は解体し、EECそして今日のEU

という巨大地域統合を設立させることになった。そしてそれに対抗するNAFTA(さらにFTA)が必要とされたのである。「アジア経済圏」もこの二大経済圏への対抗(countervailing power)という消極的理由から発想された面も多大である。

私は、GATT/WTOの多国間無差別自由貿易の大原則の目標(それは正しい)からすれば、GATT 24条は撤廃されるべきだと要望したい。「アジア経済圏」がopen regionalismを固執するのは正しい。EUやNAFTA(さらにFTA)も域内完全自由化措置を、MFN待遇を適用して、域外にも無差別に均霑させるべきである。それによってはじめて世界大の自由貿易秩序が実現できよう³⁾。

「GATT 24条の撤廃」は僭越な提言であつて容易に実現しないであろう。だが「GATT 24条に厳密にこだわる必要はない」と言いたい。事実、EUやNAFTAといった巨大な大陸型(continental)地域統合にしろ、四〇〇以上に達した二国間協定(うち一六二はWTOへ通報済み)にしろ、GATT/WTOは

厳格に審査したわけではなく、すべて容認している。経済発展志向共同体をねらう「アジア経済圏」は、それにふさわしい(最適な)地域経済統合方式を追求すべきである。それが通常のFTAでなく、より深い統合を実現するEPA(経済連携協定)なのである。

近年におけるFTAの急増をピーター・ロイドはnew bilateralismと特徴づけた(Lloyd 2002:9)。しかしそれは戦前の二国間外交通商方式の復活ではない。それは、巨大な大陸経済圏(EU, NAFTA/FTA, アジア経済圏のごときもので、continentalismと言え)の下部組織となつたり、それとリンク(連携)してクラスターを形成しつつある。さらにそれらの上にGATT/WTO(通貨金融面ではIMF、世銀)のごときsupra nationalな上部機構が国際経済のルールに従つたGlobal governanceを推進するといふ秩序(regime)を構築してきた。つまり世界経済秩序は今や、国民経済、二国間FTA、大陸経済圏およびグローバル機関といった多層的構造に成長してきた。そしてそれらの間の役割分担と協調をいかに形成し、

推進するかが、二十一世紀世界経済新秩序の中心課題となつてきたのである。

3.2 深い経済統合

日本とメキシコとのFTA交渉が急がれている。これは「アジア経済圏」形成のための参加国間のFTA(或いはEPA)の締結とは異なつた動機に基づくことに注意されたい。メキシコはNAFTAの一員であるし、EUとは自由貿易協定を結んでいる。無関税でメキシコに輸出できる米・加やEU諸国は貿易創出効果を享受できるのに、関税を支払わねばならない日本の対メキシコ輸出は不利になり貿易転換効果の被害をこうむる。この日本の損失は小さくないと推計されている(例えば一九九四—一九九九年の逸失利益合計は一兆六〇〇〇億円[浦田編 二〇〇二、二四一頁])。日本がメキシコとFTA関係に入れば、この種差別待遇からこうむる被害を回避できるし、両国間の貿易創出効果も生じうると期待するのである。

日墨FTAは二国間の貿易を拡大する効果をもつが、メキシコを橋頭

堡(或いはハブ)として、NAFTAの他の諸国(米、加或いは将来のFTA諸国)への日本側の輸出(或いは日本のメキシコ工場からの輸出)をゼロの域内関税で増加させることが可能であろうか。それは、域内コンテンツ、原産地規則などのNAFTA規制に阻止されて、不可能であろう。つまり二国間FTAはより大きな(NAFTA/FTAのごとき)地域統合へ侵入する道具にはなりえないのである。

他方、メキシコ側からは、日本という巨大市場、さらに急成長のアジア経済圏へのアクセスが獲得したい、それからexclude(排除)されたくない、他の競争国よりも不利な差別待遇を受けたくない、というのが日・墨二国間FTA締結を急ぐ理由である(この協定はメキシコからの要請に基づく)。

巨大統合市場への不利なアクセスを回避したい、それへのアクセスを拡大したいというのが、多くの二国間FTAの動機であらう(Lloyd 2002:9, p.1284)。メキシコやチリの日本およびアジア経済圏に対する関心はそうである。米・カナダ・豪州・ニュージーランド、パプア・ニ

ューギニア、ロシア或いはEUなどもそうであろう。自ら経済発展志向共同体の主体となる「アセアン+10中韓」が、その深い経済統合を推進するためのEPA網の形成は、その目的、内容において、これら周辺諸国の関心とは大きく異なるわけである。

さて、これからの日本のRTA (Regional Trade Arrangement: 地域貿易取決め)のパイロット・モデルとなるJSEPA(二〇〇二年一月署名)は、伝統的なFTA(国境でのモノ、サービスの自由移動を主眼とする)とは異なり、より広汎な分野における二国間協力を旨とする包括的な新時代(new age)の協定であり、それ故EPA(Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)と呼ばれるのである。だが、これが本当に新しいのか、より包括的なのか。またそれらがいかなる役割を演ずるのであろうか(重岡純二〇〇二を見よ)。

「経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)とは、自由貿易協定(FTA)の主要な要素である関税の相互引き下げに加え、サービス、投資、競争、人の移動の

円滑化、電子商取引、その他経済諸制度の調和など幅広い分野を対象とし、経済全般の連携強化を目指す協定です。」(経産省、対外経済政策総合サイト「経済連携協定について」二〇〇三・二・一〇)。

GATT 24条に従う、モノ(商品)の国境移動の障害となる関税、関税を軽減ないし撤廃することを伝統的「狭義の貿易自由化」と定義しておこう。これに対し、ウルグアイ・ラウンドとそれに続くWTO閣僚会議で決定された、農産物、サービス、ICT(情報通信技術)の貿易、投資ルール、人の移動など国境取引の新分野にまで、FTA協定の範囲を広げた。これが第一の前進である。「自由化・円滑化(facilitation)」措置といわれる。

さらに第二に、JSEPAは、「自由化・円滑化」のためのルールとともに、両国は金融、情報通信技術、人材養成といった分野を含めた包括的な経済連携を目指すための方向性を打ち出した。金融分野では金融当局間の情報交換などを通じて、両国およびアジアの金融資本市場発展の促進、市場インフラ整備の促進を目指す。両国のみならず、「アジ

アの金融資本市場」を含めている点から、ASEAN自由貿易地域(ASEAN FTA)やASEANプラス3(日本、中国、韓国)という東アジア地域協力の枠組みの中で両国のリーダーシップを意識したものと考えられる。情報通信技術分野では、電子商取引促進を目的とし、具体的な取り組みとして、①電子署名・認証制度の調和(認証事業者の相互認定・承認手続の円滑化)、②個人情報保護(事業者の個人情報保護に対する取り組みを評価したプライバシーマークの相互承認)、③IT技術のスキルの相互承認(有資格者の入国要件の緩和)が挙げられた。その他、環境や先端技術分野の開発研究協力などの科学技術、大学生・教授や公務員の交流を含む人材養成、ジェットロとシンガポール政府機関による貿易・投資促進・中小企業振興、放送政策・放送サービスのに関する情報交換、商店街の姉妹提携(銀座とオーチャードロードなど)を含む観光振興といった多様な項目にわたり、連携強化が謳われている。(重岡純二〇〇二、一三六ページ)。

さて、「狭義の貿易自由化」と、サービス貿易、投資など「新分野の

ルール作り」をもって、「浅い(shallow)統合」とみなしたい。加盟国が一四五にも達した(しかもその3/4以上が発展途上国である)GATT/WTOでは、かかる国境での自由化措置ぐらいいしか促進できない。これに対し、「自由化・円滑化」と「経済の連携強化」を活用して、「深い(deep)統合」を推進するというのが、われわれの「アジア経済圏」という地域経済統合のねらいである。

経済発展志向共同体である「アジア経済圏」においては、先ず「狭義貿易自由化」によって静態的貿易利益を実現すべきである。だがそれだけでなく、技術進歩、順貿易志向的直接投資などにより地域全体の分業構造を深化し、貿易拡大の基盤を構築せねばならない。合意的域内分業が再編成されねばならない。そういうダイナミックな共存共栄利益を実現できるように、「自由化・円滑化」と「経済連携強化」という制度的環境が構造改革(reform)されることが要望されわけである。

3.3 自由貿易対保護主義

二〇〇二年一月に署名した日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)は、GATT/WTOの多角的自由貿易交渉一本槍から転換した日本が最初に締結した二国間地域協定である。なぜそれが嚆矢となったかの理由は、「一言でいえば、交渉の障害が最も少なかったからである(重岡 二〇〇二、二三〇ページ)。日本の農業保護が、WTOの多角的交渉でも、新しい二国間FTA交渉でも、ガンになっているのである。だが日・シンガポール貿易では農産物のシェアはわずか一・七%(一九九九年)と低く、農業問題交渉を回避できたことが大きい。しかし、タイ、韓国、中国などとのこれからのFTA交渉ではこの問題を避けて通るわけにはいかない。さらにシンガポールはJSEPA締結前にほぼ関税を全廃しており、日本も対シ輸入に占める無税品目のシェアが高い水準に達していたため、関税撤廃交渉のハードルは低かった。従って「狭義の貿易自由化」効果は余り期待できないわけである。それ

故「経済連携の拡大・強化」というより広汎な協調戦略に重点をおいたのである。

結局、今後の日本のFTA(或いはEPA)交渉は、GATT/WTO OS Doha Development Agendaラウンド(二〇〇五年一月妥結を予定)の農産物自由化方式の決定を待って、それとコンシステントになるように、推進されるということになるであろう。

ここで、自由貿易対保護主義(protectionism)という根本問題を問い直しておく必要がある。第一に、自由貿易主張の骨子はこうである。比較生産費(或いは比較優位)原理に従って、自国の比較優位財を減産し、そこから放出される生産資源(労働と資本)をもって(従って完全雇用を維持しつつ)比較優位財を増産するという国際分業(生産特化specialization)をし、増産した比較優位財を輸出し、代りに減産した比較劣位財を輸入すると、貿易前にくらべ、比較劣位財を「割安に」かつ「より大量に」入手し消費することができるようになる。輸入関税などにより貿易が閉ざされていた状態から、関税を撤廃し貿易自由

化をはかればそうなる。これが(静態的)貿易利益である。それは両財への同一の生産要素投入量(これがコスト)の下で、より多くの消費者満足、つまり国民的厚生(welfare)を向上させる(これがベネフィット)ことになる。

ここで「輸入こそが利益(gain)である」ということに注目せねばならない。逆に「輸出はそれ自体ゲインではない」としたがって、「輸出は貿易均衡を達成する程度に(つまり輸入をちょうど賄いうるように)行えばよい」ということになる(小島 一九九四、四九―五一ページ)。

貿易(輸入)が自国に利益をもたらすから、輸入品をなるべく安く入手するようあらゆる輸入障害を撤廃したほうが良い(またできるだけ取引コストを軽減したほうが良い)と言うことになる。これが自由貿易主義である。自国の利益になるから行うのであるから、貿易(輸入)自由化は、unilateral(一方的、単独的)に自主的に推進すべきものである。相手国(諸国)が保護措置をとっているから自国も自由化しないとか、同程度の自由化しきしないというものではない。unilateral liberali-

zation (これをバグワティ二〇〇二はgoing aloneと言ふ)が正道なのである。

だが、相手国も輸入市場開放が自らの利益になることを自覚してその貿易(輸入)自由化に踏み切るならば、両国合計(つまり世界)の貿易自由化は大いに促進される。お互いに共存共栄の利益が実現できる。これがreciprocal(互恵的)自由化である。(バグワティはothers go simultaneously with youと言ふ)。

互恵的輸入自由化は、輸入代金支払のための輸出をお互いに拡大することになる。つまり輸入ということはそれだけ自国の輸入需要(市場)を相手国に開放し、かつ相手国に購買力を提携したことになる、相互の輸出拡大を導く。したがって一方的自由化よりもベターである。

この互恵的輸入自由化方式に、米国はReciprocal Trade Act of 1934によって踏み切り、それがGATTの多角的関税引下げ交渉の基本方式にとり入れられたのである。最近のFTA交渉も互恵的自由化を原則として推進されている。

互恵的自由化(関税引下げ)を両国が互恵的に同時に行うのではなく、

自国が一方的自由化を先行させ、相手国が時間的に後にやはり一方的自由化を進めるといふ方法もある。

segmental reciprocal liberalizationである(以上Bhagwati 2002, pp.98-105)。先進国が自由化を先行し、開発途上国はやや遅れて漸次的に自由化することを許すこの「継起的互恵自由化」が最も望ましいベクトル⁽³⁾の方式であるように見うけられる。

第二に、重商主義(mercantilism)の保護主張がある。これは生産者或いは企業(ビジネス)の利益を強調する立場に立つ。(a)輸入は国内生産ビジネスを圧迫し、雇用を減らすので「輸入は損失(loss)である。」逆に(b)輸出はビジネスを繁栄ならしめ、雇用を増すので利益(gain)である。」したがって、(a)輸入を減らすよう、関税その他の輸入障害を設けるほうがよい。また(b)輸出を促進するよう各種輸出奨励措置をとるのがよい。そして(c)輸出を増し、輸入を減らし、有利な貿易差額(出超)を稼ぐことは、金(ゴールド)の流入をもたらずので望ましい。

かかる重商主義的保護主張は正しくないのであるが、ビジネスの強い要請であり、ロビイ活動によって議

会・政府を動かしている。貿易摩擦はこの主張から生まれる。Krugman (1991, p.25)は「GATTの考え方は啓蒙された重商主義である」と明言している(Staiger 2002, pp.26-8参照)。

重商主義的保護主張は間違っている。それは輸入競争産業(セクター)と輸出産業とを全くセパレートし、各産業を部分均衡的に分析し、輸入はロス、輸出はゲインだと主張するのである。これは間違っている。

そうではなくして、両産業を含む国民経済の一般均衡分析に立脚しなければならぬ。比較生産費原理に沿う貿易の開始・拡大は、たしかに輸入競争産業Xの縮小、その雇用の輸出産業Yへの転換という困難な産業構造調整を伴う。しかしそれは非能率なX産業を縮小して能率の高いY産業への転換であり、経済全体の能率を向上させる。それ故に、増産したY財の輸出によって、それと交換に輸入可能財Xを貿易前よりもより多くより低廉に入手できるようになるのである。自由貿易主張の言うように、貿易は「輸入ゲイン」をもたらずのである。

産業構造調整が完全雇用を保ちつ

つ行われ、輸出⇌輸入という貿易均衡が成立する限り、「輸出はゲインでもロスでもない。」けれど投下労働総量は変りがないからである。また、輸入を増加するから輸出が増える(相互需要reciprocal demand原理)のである。輸出が、輸入とは無関係に、独立に、拡大するわけではない。ただ輸出拡大には相手国の互恵的自由化という国際協調が必要とされるわけである。

「輸出がゲインである」との誤った重商主義的保護主張から、Bhagwati (二〇〇二、九五ページ)がaggressive unilateralism(攻撃的一方主義)と命名した、好ましくない通商政策が、US Trade Act of 1974の三〇一条によって打出された。それは例えば日本の貿易自由化は米国より劣っている。それは不公平(unfair)である。日本は米国と同程度まで輸入市場を開放し、輸入を自主的に増大すべきである。VIE (voluntary import expansion: 自主的輸入拡大)を行うべきである。そうしないならば米国は三〇一条に基づき報復(retaliation)をすると言っている(Irwin 1994参照)。

攻撃的一方主義は、米国の覇権主

表3 東アジアEPAによる実質GDP
成長率の増加分 (%ポイント)

国・地域名	A 静態効果: B 動態効果を上乗せした総効果	
	A	B
オセアニア	-0.00	0.02
中国	0.09	0.88
香港	-0.04	-0.00
日本	0.01	0.07
韓国	0.18	0.60
台湾	-0.05	-0.10
インドネシア	0.39	1.62
マレーシア	0.29	2.89
フィリピン	0.16	1.73
シンガポール	0.21	2.31
タイ	1.54	6.05
ベトナム	0.70	3.68
その他 アジア	-0.01	0.00
カナダ	0.00	0.01
米国	-0.00	0.01
メキシコ	0.00	0.01
その他 中南米	-0.00	0.01
E U	0.00	0.01
その他 欧州	-0.00	-0.00
その他 世界	0.07	0.31

注) 1. 網掛けは東アジアEPA参加国・地域

2. 数値は東アジアEPAが締結されない
ケースとの乖離を表している。出所) 日本経済研究センター(2002・12),
『アジア研究報告書』p.207.

義による他国貿易自由化の一方的強要であり、自国の利益になるから、また自国の利益になる限度に応じて、自主的に貿易自由化するという本来の自由貿易主義とは相反するものである。GATT/WTOは、こういう行きすぎの自由化強要を排除した。米国はfair trade doctrineを構築し、アンフェア・リーゼンによる通商政策を多用するようになった。生産国での価格より安い価格(その判定はむづかしい)での輸出は、アンフェアであるとしてダンピング提訴される。劣悪な労働条件・低賃金での生産物の輸出はアンフェアであり、米国のレーバー・スタンダードを採

用すべしと強要される。汚染多発の生産方法による商品の輸出はやはりアンフェアである。日本の「系列」でさえ、unfair competitionだと非難されている。これらが米国の輸入防遏の理由として悪用されている。新しい解決法を必要とする難問題である。

とまれ米国は、またGATT/WTOも、一方で、国際分業・自由貿易の利益に立脚して相手国にしたがって世界的に貿易自由化を勧告する(実は米国の輸出拡大のためである)とともに、他方、米国の輸入増加はアンフェア・トレード・リーゼンから、阻止するという、二重基準

(double standard) を採っているように見うけられる。ここに米国をリーダーとする世界貿易体制の根本問題がひそんでいる。修正されねばならない。

第三に、「動態的貿易政策…dynamic trade policy」ないしは「雁行型開放経済政策…F.G. policy for open economy」と称すべき主張が生まれてきた。先の自由貿易主張と重商主義保護主張はともに、貿易開始前の生産諸条件は変らないとする「静態仮説」に立脚している。この生産諸条件が、技術革新、資本知識蓄積、技術移転、規模の経済性、取引コストの節約などにより動態的に改変されることに新主張は着目する。それらが各国民経済の産業・貿易構造を雁行型に高度化し、国民的生産性水準を高めて、新たな比較生産費差を創出し、国際貿易拡大の基盤を継起的に構築すると言っているのである。

古くはFriedrich List (1841) の幼稚産業 (infant industry) 育成論がある。新古典派の成長理論(或いはニコエコノミー論)は動態的貿易政策の基礎をなす。われわれの「アジア経済圏」は、経済発展志向

の共同体であって、「雁行型開放経済政策」が活用されるべきである。そこでは関税撤廃のごとき狭義貿易自由化は、あくまで各国経済発展の一段にすぎないのであって、一律、性急な、完全自由化(GATT/WTOや米国が要求するような)それ自体が目的ではありえない。各国はその経済発展段階に応じて順次自由化を進めればよい。また開発途上国はGATT決議の授權条項に基づき直ちに完全自由化する必要はない。ただ東アジアでは、いち早く自由化した経済はどキャッチアップによりうまく成功し、より速い経済成長をとげたことは事実である。

もう一つ、「雁行型開放経済政策」は多国籍企業の直接投資戦略が、アジア地域の合意的産業内分業のネットワーク作りの主役として貢献することを組入れる(小島二〇〇二参照)。それが同質化しつつある地域経済のこれからの活性化策になるのである。企業の地域的協調体制の構築が基本となる。そのため「経済連携協定」(単なるFTAを越えて)が有意義になるのである。

四 アジアEPA網の効果

「アセアン十国中韓」のアジア経済圏に、EPA（経済連携協定）網が二〇年後に完成した場合にどのようなプラス効果が生み出されるであろうか。日本経済研究センターの『ア

ジア研究報告書』（二〇〇二・一二）が宏汎な推計を試みている（堤雅彦・清田耕造稿）。その一端を紹介しておこう。「日経研二〇〇二推計」と呼ぶ。それは応用一般均衡モデル

表 4 東アジアEPA参加による日本の財別 生産量、輸出量、輸入量の成長 (%ポイント)

		生産量		輸出量		輸入量	
		A	B	A	B	A	B
1	農業	0.04	-0.06	1.44	9.86	-0.09	0.23
2	林業	0.07	-0.28	0.28	0.94	-0.10	0.23
3	水産業	0.04	-0.22	-0.20	3.15	-0.19	0.87
4	鉱業	0.03	-0.12	0.16	0.51	0.00	0.03
5	食品加工業	0.02	-0.13	0.24	5.51	-0.16	1.73
6	繊維・アパレル	—	-0.28	-1.30	4.38	-0.05	2.98
7	その他製造業	0.00	-0.10	-0.07	1.20	-0.16	2.16
8	木材・パルプ	0.01	-0.08	-0.01	1.84	-0.11	0.86
9	石油化学	0.00	0.14	0.03	1.18	-0.09	0.53
10	鉄鋼	0.02	0.25	0.10	2.13	-0.17	1.20
11	輸送用機械	0.04	0.12	0.07	0.53	-0.16	1.76
12	電気機械	—	-0.28	-0.62	-0.20	0.13	1.87
13	一般機械	0.09	0.42	0.19	1.18	-0.05	1.31
14	電気・ガス・水道	-0.00	0.05	0.24	-0.39	-0.15	0.70
15	建設	-0.00	0.08	0.23	-0.26	-0.10	0.46
16	運輸業	0.01	0.03	0.29	-0.03	-0.12	0.50
17	通信	0.00	0.01	0.19	-0.50	-0.08	0.51
18	金融・保険	0.01	0.02	0.27	-0.32	-0.11	0.40
19	対事業所サービス	0.00	0.03	0.27	-0.34	-0.11	0.48
20	対個人サービス	-0.00	0.06	0.26	-0.39	0.16	0.41
21	その他サービス	-0.00	0.01	0.29	-0.35	0.13	0.39

注) 数値は標準ケースとの乖離を表している

A: 静態効果 B: 総効果

出所) 日本経済研究センター(2002・12)『東アジア研究報告書』pp.208-209.

(CGE: Computable general equilibrium model) によるシミュレーション分析である。(注3で紹介したAPEECの効果分析と同一の方式である)。

まず、二〇一〇年の各国の予見される成長率を推定し、「標準ケース」とする。それにくらべASEAN6（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）と日本、中国、韓国が経済連携協定（EPA）に参加したならば、各国の成長率は二〇一〇年でどれほど高まるかを検出するのである。推計結果は表3のとおりである（日本が不参加の場合というようにいくつかのケースが検討されているが、そのうちの一つである）。

EPA効果として二種のものが推計されている。すなわち(A)関税撤廃の直接的静態効果。関税撤廃分だけ輸入品価格が低下し、内外価格差がゼロになるとして、その効果を推計する。(B)動態効果。これに(B₁)直接投資を通じ生産技術レベルの格差が縮まるという「技術収斂効果」を想定する。具体的には技術レベルのEPA加盟国内の最上位国との格差を追加的に1%埋めるとして計算した

(日経センター二〇〇二・一二、一九二頁)。もう一つ(B₂)「企業内貿易が、取引に係る各種費用(法的、制度的な手続きや情報格差等)を節約する効果を有していると考え、……具体的には、FTAのメンバー間の貿易において企業内貿易が拡大し、結果として年平均1%の技術進歩が二〇一二年(基準年)以降の八年間に発生する」とした(同上、一九三頁)。この動態効果の計測仮定に問題が残るのであるが、経済連携協定の意味をとり入れて、動態効果をも推計したところに、重要な貢献が見出される。

表3からいくつかの教訓が導き出せる。この表のB欄は、直接的静態効果Aに動態効果を上乗せした総効果である。したがって両者の差が動態効果である。

① 計算上東アジアEPA圏に不参加とされる国々(オセアニア、香港、台湾、その他アジア、米国、その他中南米、その他欧州)にはマイナスのA(静態効果)が生ずる。これは貿易転換効果を被るからである。日本が不参加ならば(そういうケースも推計されている)、日本はマイナスのA効果を被ることになる。それ

表5 東アジアEPA参加による中国の財別生産量、輸出量、輸入量の成長率アップ

		(%ポイント)					
		生産量		輸出量		輸入量	
		A	B	A	B	A	B
1	農業	0.07	0.20	2.34	2.85	1.95	4.31
2	林業	0.00	0.18	-0.13	0.13	2.11	3.94
3	水産業	0.10	0.32	0.06	0.93	2.55	4.65
4	鉱業	0.17	0.36	0.93	1.25	0.53	0.81
5	食品加工業	-0.03	0.26	0.76	3.67	2.33	3.44
6	繊維・アパレル	-0.23	0.07	0.54	1.58	1.94	3.04
7	その他製造業	0.19	0.65	0.20	0.92	1.73	2.72
8	木材・パルプ	-0.03	0.21	0.26	0.64	1.03	1.58
9	石油化学	0.06	0.24	0.94	1.45	0.62	0.98
10	鉄鋼	0.46	0.64	2.33	2.95	0.89	1.56
11	輸送用機械	0.93	0.67	5.84	7.79	1.04	4.07
12	電気機械	0.55	1.20	1.39	2.64	0.88	1.45
13	一般機械	0.43	0.73	1.39	2.49	0.72	1.69
14	電気・ガス・水道	0.18	0.42	-0.17	0.32	0.29	0.39
15	建設	0.48	1.19	-0.25	0.49	0.69	1.43
16	運輸業	0.19	0.48	0.18	0.43	0.44	0.82
17	通信	0.26	0.60	0.16	1.17	0.30	0.40
18	金融・保険	0.21	0.47	0.08	0.73	0.30	0.50
19	対事業所サービス	0.23	0.56	0.04	0.02	0.44	0.86
20	対個人サービス	0.28	0.67	0.15	0.88	0.27	0.47
21	その他サービス	0.31	0.77	-0.22	-0.11	0.68	1.37

注) 数値は標準ケースとの乖離を表している

A: 静態効果 B: 総効果

出所) 表4に同じ(pp.209-210)。

故日本はこのEPA圏に進んで参加し輸入自由化すべきである。それによって他の東アジア諸国の貿易拡大も促進されるわけである。

このA効果は、タイ(一・五四%)が最大で、ベトナム(〇・七〇%)がそれに続いて大きい。インドネシア(〇・三九%)、マレーシア(〇・二九%)、シンガポール(〇・二一%)、韓国(〇・一八%)はモダレートな大きさである。そして中国(〇・〇九%)と日本(〇・〇一%)が小さい。

つまり、自国がEPA圏全体の貿

易規模(経済力)にくらべ小さい程、相互の貿易自由化は、より大きい、プラスの、貿易拡大(経済統合による貿易創出効果)をもたらす(その逆は逆)と言えるのであろう。

② そうなるような仮定に基づく推計であるから当然のことだが、静態効果よりも動態効果がはるかに大きい。日本については、貿易自由化の直接的静態効果は二〇一〇年の成長率をごく僅か〇・〇一%しか高めないので、動態効果(〇・〇六%アップ)を含む総効果は〇・〇七%の成長率アップをもたらす。直接静態効果Aに対する総効果の倍率(乗数 multiplier)は7である。また二〇一〇年の標準成長率が2%だとすれば、〇・〇七%アップは決して小さな貢献ではない。他の国、たとえばタイでは、静態効果は一・五四%なのに総効果は六・〇五%に達する(乗数は三・九)。

その上、例えばその他アジア、米国、その他中南米などに見られるように、静態効果はマイナスイであったものが総効果では正の〇・〇一に転じている。つまり、域内貿易の自由化は、その直接的静態効果だけでは域外国に貿易転換のロスを被らせるが、域内経済の活性化をはかれば、その動態効果によって、域外国との貿易をも拡大し、その成長を引上げるという貢献を果たしているのである。かかる地域統合の動態効果こそ重要である。単なるFTAでなく新EPAによって初めて実現できると期待される成果である。私(小島)は、そういう動態効果を生み出す中核として、直接投資による合意的域内分業の推進を以下で提案したのである。上記レポートの二種の動態効果の推計には疑問が残る。それを改善するように、合意分業効果の積上げ推計を試みるならば、その動態効果は、表3を上回るものになると期待している。

さて、FPA圏に参加することによって、一国の財(産業)別の生産、輸出、輸入はかなりの構造変動を敢行せねばならない。日経研センターの報告書(二〇〇二・一二、一九四頁以下)から日本について抜き書きすると表4のような成長率の増減(%ポイント)が求められる。四つ位のタイプに分類できよう。説明が複雑になるので、B欄の総効果(それはA欄の静態効果よりは増幅されている)についてのみ検討しよう。

(1)比較劣位産業(1から8までの農業、林業、水産業、鉱業、食品加工業、繊維・アパレル、その他製造業、木材パルプの八業種)。B(自由化の総効果)で見ても、生産が成長率ダウンになる、つまり地域統合により比較劣位性が顕著になり、生産縮小を余儀なくされる。だが輸出量も輸入量も成長率がアップし、産業内貿易が盛んになる。繊維・アパレルと食品加工業が既にこのグループに入り、その代表になっていることが注目される。

(2)電気機械が、生産量マイナス〇・二八%となり比較劣位化を示している。そのため輸出量はマイナス〇・二〇%、輸入量はプラス一・八七%となる。家電機器は繊維・アパレルに次いで早い時期にかつ多数、アジアへ直接投資進出した産業である。それが進出のピークを過ぎ、製品輸出、中間財(部品)輸入という産業内貿易に重心を移してきた。これらのことの反映である。最近のIT関連の電気製品貿易は家電機器とは違った新しい動向をたどっているに違いないから、「電気機械」を細分類して検討する必要がある。

(3)比較優位産業。石油化学、鉄鋼、

輸送用機械(自動車など)、一般(産業用)機械の四業種は、基礎中間財と資本財であり、日本が比較優位をもっているキイ産業である。経済統合により、生産成長率がアップするだけでなく、輸出量も輸入量も成長率がアップし産業内貿易が拡大する。つまり比較優位の顕在化、合意分業の深化が実現する。

(4)サービス産業。14から21までの各種サービス業はごく僅かの生産量成長率アップ、しかし大巾な輸出量成長率ダウンと、輸入量成長率アップという共通の動向を示している。金融・保険、通信、運輸業、建設(それに流通業)などは日本が比較優位をもち輸出を拡大すべきサービス産業であるが、それにはいまだ成功するに至っていないという困難を映し出している。

要するに、表4の推計結果は、アジア圏経済連携協定網に日本が積極的に参加する場合の産業・貿易構造の変動の方向を的確に指示している。それは、戦後、雁行型産業発展に沿った農業↓繊維産業↓重化学工業↓機械工業という順次的発展に伴う比較優位構造の変遷を、今後の貿易自由化によって顕著に露出させること

になり、その方向への構造変動を必然化し促進することになる。それはまた順貿易志向的(PROT)直接投資を媒介とする日本の雁行型産業発展の東アジア経済への国際的(地域的)伝播の成果をもストリートに反映している。そして、食品加工、繊維・アパレル、電気機械、鉄鋼、自動車など広範な分野において、日本と東アジア諸国(特に中国)との産業内貿易(小島の合意的分業)が進展することを、表4は予見しているわけである。

中国側の構造変動が表5のように推計されている。驚くべきことに(Bで見ても)、すべての業種においても成長率アップが予見される(唯一の例外は、その他サービスの輸出量)。これは自由化を契機とする総合的産業発展である。これは日本が戦後、一九七三年のオイルショックに至るまでに成しとげた黄金時代と軌を一にする。

また、生産の成長率アップを上回る高い率で、輸出と輸入が拡大する、つまり産業内貿易が急進展すると推計されている。この点に注目したい。代表的なものの一つは輸送用機械

(自動車を中心)であるが、その成長率アップは、生産〇・六七%に対し輸出七・七九%、輸入四・〇七%に達する。このほか、輸入量の成長率アップの大きいものを挙げれば、水産業四・六五%、農業四・三一%、林業三・九四%、食品加工業三・四四%、繊維・アパレル三・〇四%、その他製造業二・七二%といった順になる(先の輸送用機械の他に)。これらは中国の比較劣位産業と言うべく、アセアンとの産業内貿易を拡大しうる余地が大きいことを予見しているのである。

第2部 21ページにつづく

(1) 三大経済圏の規模(人口、GDP)は表1のとおりである。

(2) バグワティ(Bhagwati 2002, pp. 114-15)は、図1と同じような構成国図を「欧州」と「アフリカ」について描き、spaghetti bowlと名づけた。多数のFTA(自由貿易協定)が複雑にからみ合っている中で、それぞれ異なる「原産地規則」をくぐって最も有利な取引を見出すことは、スバゲティ・ボールのようで、甚だ困難である。それ故バグワティは、FTAの重層化は、WTOの多角的自由貿易システムの形成には役立たない、と結論している(同書、p.119)。

(3) Zhi and Coyle (2002, 4)は、AP

ECの貿易自由化の効果についてCGE(応用一般均衡)モデルを用いて大がかりな推計を行い、次のような興味ある結論を得ている。まず、APEC諸国がボゴール宣言(先進国は二〇一〇年、発展途上国は二〇二〇年までに域内関税を撤廃する)を実現する。この直接効果に、それに誘発される生産性改善などの動態的間接効果が加わり、そういう統合が無かった場合に見込まれる実質GDPのベイス・ライン成長率への追加が生ずる。これが表2の①APEC・FTA(域内自由貿易化効果)である。これに対し②OPEN・リージョナリズム、即ち①の域内関税全廃措置を域外諸国に対しても無条件MFN待遇を均霑させるというAPECの選択がある。もう一つ、③FUL自由化というシナリオがある。APECに非加盟の域外国(EUのごとき)も関税撤廃などのリオームを行う場合である。それが実行されれば、世界全体のFUL自由化(WTOのねらうもの)が実現できる。この①、②、③を比較するのである。

表2を見るに、第一に、マレーシアとメキシコの例外があるが、①のAPEC域内自由化は、域内諸国の成長率を高める。日本は一・五％、中国は三・四四％、シンガポールは一・六五％といった具合である。これが貿易創出効果である。これに対し西ヨーロッパ(マイナス〇・四三％)のようになる。たとえば西ヨーロッパは〇・三六％の成長率アップを来たのである。つまり域外国は貿易転換効果をこうむるからである。

第二に、②のオープン・リージョナリズムの場合には、中国、インドネシア、ベトナムの例外があるが、①にくらべ、追加成長率がいくらか小さくなっている(またはマイナス成長率が大きくなっている)。これは、APEC域内貿易増加分(域内自由化による)のいくらかが域外に転移するからである。すなわちAPECの無条件MFN供与により域外国は貿易創造効果を享受することになる。そして世界の成長率を浮揚するものであって、これはやるに値する。

第三に、③のように域外国も自由化とリフォームを敢行し、世界的FUL自由化を達成するならば、APECの域内と域外を問わず、すべて成長率を、①②のシナリオを上回って、高めることができる。

この推計から二つの教訓が得られる。一つは、APECの域内自由貿易化は、域内、域外の貿易拡大を実現する生産基盤の改革・域外国は貿易転換効果をこうむる。

もう一つは、APECがオープン・リージョナリズムを採ることは望ましい。だが域外国も自由化リオームを敢行し、オープン・リージョナリズムを採ることが、最も望ましい。表2の最終欄の世界平均の成長率アップは、①では〇・五八％なのに、②では〇・九

三％に、さらに③では一・七六％に高まっているのである。

(4) 本稿が発表される頃には、WTOでの妥協が成立しているかもしれないが、敢えて私の見解を述べれば次のとおりである。

たしかに日本の農業とくに主食たるコメの保護主義は強すぎ、国際協調性を欠く。換算すると四九〇％に達するというコメの輸入関税は行きすぎである。米国案のように二五％まで一挙に下げることが到底無理であるが、WTO農産物部長会の案(二〇〇三・二・一四)のように、一〇年(ないし数年)間で二七〇％まで引下げることが不可能ではあるまい。二七〇％関税を上乗せした価格にまで、国内生産性向上や流通の改善・合理化によって、国内価格を引下げるよう努力すべきである。その価格で消費量の一〇％以内に輸入をとどめることができよう。国産米の方を好むという多くの理由もある。

なおミニマム・アクセスは、一九九四年に関税化に移れなかったために課された、またカリフォルニア米の優先輸入を容認するためのものであったから、(小島 一九九四、四五四ページ以下、参照)撤廃すべきであろう。

食糧の安全保障とか環境維持、国土保全などの多目的のために農業は別扱いにすべしとの日本の(またEUの)主張はもつともであるが、一律無税にせよというのでなく、相当高い輸入関税を残すとしているからこの主張は認

められていると解すべきである。

とまれGATT/WTOやその推進者たる米国にとつても、農業のごとき(他に繊維、鉄鋼など)ハード・コアがあり、一律の完全自由化(関税全廃)は、世界的に実現し難いことを認識せねばならない。一八七〇年代の自由貿易黄金期にくらべ、現在ははるか世界的自由化が進んでおり、既に自由化競争の限界に達したとの見解も出されている。

なお、農産物(および水産物)につき、三％以下の低関税品がかなり残っている。そのような低関税が意味をもつか、逆に言えばなぜ撤廃できないのかという容易に疑問を抱く。そのような低関税は流通コストの節約などで必要とされなくなる。また中国に対し葦草(蘆葦)、しいたけ、ねぎの三品目につきセーフガードを発動するというトラブルがあった。しかし日本品の方が品質がよいとか嗜好に合うとかいった理由で、輸入はそんなに増えないというところで解決した。農水産物についても高級品と低級品といった水平分業がもつと促進されてよいのである。

(5) 私は(Kojima 1975, p.367; 小島 一九七五、六八ページ)において「オーバー・タイムの互惠」を実行する次のfair weather ruleを提案した。

すなわち、各国は、自国の国際収支が好調な時(フェア・ウェザー、つまり好天候)に関税および非関税障壁を低減すべきである。しかし国際収支が

逆調になった場合でも再び引き上げることを許されるべきではない。というのは、その時点では他のどこかの国の国際収支が好転しているはずであり、そういう国が関税の引き下げを行うものと期待できるからである。こうすればすべての先進国の非関税障壁は、たとえば一〇年以内に漸進的に撤廃されることができるよう。このような『フェア・ウェザー・ルール』を推奨したい。」

ここで国際収支パターンは、経済発展の初期(キャッチアップ)段階では入超に陥るが、キャッチアップに成功すれば出超に転じうるというように、長期的に変化すると考えられてよい。

参考文献

- 青木健編者(二〇〇一)『AFTA—ASEAN経済統合の実状と展望—』シエトロ。
- 朝倉弘教(二〇〇一・一一号)「WTO農業交渉と農産物関税問題」(一)『貿易と関税』
- ASEAN—JAPAN Closer Economic Partnership Expert Group (ACE-PEG), (2002.12), *Report on the Joint Study on the Asean japan Closer Economic Partnership*.
- Bagwait, Jagdish (2002), *Free Trade Today*, Princeton University Press.
- Irwin, Douglas A. (2002), *Free Trade Under Fire*, Princeton University Press.

Irwin, Douglas A. (1994), *Managed Trade, The Case against Import Targets*, Washington, D.C., The American Enterprise Institute Press.

入山章栄(二〇〇〇)「中国における貿易財の品質と産業内貿易」佐々波楊子・木村福成共編『アジア地域経済の再編成』慶應義塾大学出版会。

外務省・経済局(二〇〇一・一〇)「日本のFTA戦略」。

経済産業省(二〇〇一)『通商白書二〇〇一—東アジアの発展と日本の針路—』

経済産業省(二〇〇一・一二)『経済連携の推進』

木村福成・鈴木厚編著(二〇〇三)『加速する東アジアFTA—現地リポートにみる経済統合の波—』シエトロ。

Kojima, Kiyoshi (1975), "Japan and the Future of World Trade Policy," in C. Fred Bergsten (ed.), *Toward a New World Trade Policy: The Maidenhead Papers*, London, Lexington Books.

小島清(一九七五)『世界経済新秩序と日本』日本経済新聞社。

小島清編著(二〇〇一)『太平洋経済圏の生成 第3集』文真堂。第4章「アジア経済圏の胎動」。

Kojima Kiyoshi (2002.3), "Asian Economic Intergration for the 21st Century", *East Asian Economic Perspectives*, Vol.13, pp.1-38.

小島清(二〇〇三・四)「東アジア地域貿易の雁行型発展」世界経済評論

Krugman, Paul R. (1991), "The Move Toward Free Trade Zones," in *Policy Implications of Trade and Currency Zones*, A Symposium Sponsored by The Federal Reserve Bank of Kansas City, Jackson Hole, Wyoming, August 22-24.

List, Friedrich (1841), *Das Nationale System der Politischen Oekonomie*.

Lloyd Peter (2002.9), "New Bilateralism in the Asia-Pacific," *The World Economy*, Vol.25, No.9.

日本経済研究センター(二〇〇一・一二)『アジア研究報告書：中国がアジアを変える—日本の生き残り戦略—』Salazar-Xirinachs, José M. (2002), "Proliferation of sub-Regional Trade Agreements in the Americas: an assessment of key analytical and policy issues," *Journal of Asian Economics* 13, pp.181-212.

Staiger, Robert W. (2002), "The Economics of GATT: Making Economic Sense out of a 'Mercantilist' Institution," *The International Economy*, Screening Series No.7.

重岡純(二〇〇一)『浦田秀次郎編著『FTAガイドブック』シエトロ。

立石剛(二〇〇〇)『米国経済再生と通商政策—ポスト冷戦期における国際競争—』同文館。

山本和人(一九九九)『戦後世界貿易秩

序の形成—英米の協調と角逐—』ミネルヴァ書房。

浦田秀次郎編著(二〇〇二)『FTAガイドブック』シエトロ。

